

11月11日～17日は「税を考える週間」

税金は暮らしを支える大切なものです。この機会に税について理解を深めてみませんか。

平成30年度から適用される主な改正

- ▶ 給与所得控除の上限が適用される給与収入が、1200万円（控除額230万円）から1000万円（控除額220万円）に引き下げ
- ▶ 健康の保持増進および疾病の予防へ一定の取り組みを行っている人がセルフメディケーション税制対象の医薬品を購入し、その金額が1年間に1万2000円を超えた場合、超える部分の金額（最大8万8000円）を控除（従来の医療費控除との選択適用）

納税方法

- 普通徴収…納税義務者が直接納付します（原則年4回）。
- 給与からの特別徴収…事業主が従業員に代わり、毎月の給与から差し引いて納入します。従業員の住民税は、給与から差し引く特別徴収が原則です。
- 公的年金からの特別徴収…65歳以上で、介護保険料が公的年金から差し引かれている方を対象に、公的年金所得に係る住民税を公的年金から差し引きます。

相談・問合せ 税務課 ▶ 申告・課税 ☎内線2316
▶ 特別徴収 ☎内線2322



年末調整等説明会

給与や賃金を支払っている事業所等を対象に、平成29年分の年末調整、法定調書、給与支払報告書に関する説明会を開催します。

日時	対象地域
11月8日(水) ▶ 午前10時～正午 …… 西日暮里 ▶ 午後2時～4時 …… 東尾久・西尾久	
11月9日(木) ▶ 午前10時～正午 …… 町屋・東日暮里 ▶ 午後2時～4時 …… 南千住・荒川	

※対象地域以外の日時でも参加できます
※受け付けは、各開始時刻の30分前から

会場 サンパール荒川小ホール

持ち物 税務署から郵送された「年末調整のしかた」等の関係書類、筆記用具

問合せ ▶ 税務課 ☎内線2323
▶ 荒川税務署 ☎(3893)0151

「税を考える週間」主な行事

- 税理士による税の無料相談
日時 11月16日(土)・17日(日)午前10時30分～午後3時
会場 荒川区役所2階税務課前 主催 東京税理士会荒川支部
 - 税の街頭PR
日時 11月14日(火)午後3時～4時
会場 ジョイフル三ノ輪
主催 荒川納税貯蓄組合連合会
 - 税についての作文・税の標語・絵はがきの主な受賞作品の展示
期間 11月11日(土)～30日(木)
会場 荒川税務署、荒川都税事務所、荒川法人会、区役所1階ロビー、センターまちや
※区役所1階ロビーは、11月20日(月)～24日(金)、センターまちやは、11月11日(土)～17日(金)に展示
主催 荒川納税貯蓄組合連合会、荒川間税会、荒川法人会、荒川税務署
- 問合せ 荒川税務署 ☎(3893)0151

◆◆◆ 地方法人税の見直し等に関する特別区の主張 ◆◆◆

国は、「日本全体が人口減少局面にあり、東京一極集中の傾向が加速している」として、『地方創生』を実現するという大義名分のもと、都市と地方の税源の偏在の是正を進めています。

これまで、地方税である法人住民税法人税割の一部を国税化し、その全額を地方交付税の原資とする見直しを強行し、消費税率10%段階において国税化を拡大する法改正をしています。

これらの法改正により、特別区は、今年度分だけでも600億円規模、消費税率10%段階においては1000億円を超える規模の減収が予想されています。これは社会保障財源である地方消費税増税分の多くを相殺する規模であり、特別区財政への影響は甚大です。

また、近年では、ふるさと納税制度や地方消費税の都道府県間における清算基準の見直し等、都市部の税収を吸い上げて地方に配分するような動きが加速しています。

特別区は、企業等が高度に集積するメリットを活かして約50兆円

の付加価値を生み出しており、長らく日本の社会・経済を牽引してきました。

一方で、首都直下型地震への備え、超高齢化への対応、子育て支援策や社会インフラ老朽化対策等、大都市特有の膨大な行政需要を抱えているとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた開催都市として万全な体制づくり等、取り組むべき喫緊の課題が山積しています。

今必要なことは、自治体間で財源を奪い合うことなく、全国各地域がともに発展・成長しながら共存共栄を図る取り組みです。

特別区は、平成26年度以降、「特別区全国連携プロジェクト」を通じて、全国の自治体と連携を深め、東京を含む全国各地域の活性化、まちの元気を生み出す取り組みを積極的に展開しています。

今こそ、各地域を支える地方税財源の充実強化を図り、日本全体が持続可能な発展を目指すべきです。

問合せ 財政課 ☎内線2121

指定管理者が決定しました

施設の管理・運営を行う指定管理者のうち、指定期間が平成30年3月31日で終了する20施設について、平成29年度荒川区議会定例会・9月会議の議決を経て、平成30年4月1日からの指定管理者が決定しました（右表参照）。詳細は、右記へお問い合わせください。

指定期間

平成30年4月1日～平成35年3月31日

施設名	指定管理者	問合せ
南千住ふれあい館	テンプスタッフ・ウィッシュ株式会社	区民施設課 ☎内線2532
荒川山吹ふれあい館	特定非営利活動法人荒川区高齢者クラブ連合会	
町屋ふれあい館	社会福祉法人雲柱社	
尾久ふれあい館	特定非営利活動法人ワーカーズコープ	
夕やけこやけふれあい館	社会福祉法人教信精舎	
荒川区民会館(サンパール荒川)	株式会社ケイミックスパブリックビジネス	文化交流推進課 ☎内線2523
日暮里サニーホール	株式会社コングレ	
ムーブ町屋	公益財団法人荒川区芸術文化振興財団	生涯学習課 ☎内線3351
町屋文化センター	株式会社読売・日本テレビ文化センター	
生涯学習センター	株式会社読売・日本テレビ文化センター	生涯学習課 ☎内線3351
清里高原ロッジ・清里高原少年自然の家	株式会社旺栄	
夕やけこやけ保育園	社会福祉法人教信精舎	保育課 ☎内線3828
区民住宅	東京都住宅供給公社	施設管理課 ☎内線2822
従前居住者用住宅(町屋5丁目住宅)		
区営住宅	日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社	福祉推進課 ☎内線2614
南千住駅前自転車等駐車場・日暮里駅前自転車駐車場		
センターまちや自転車駐車場・三河島駅前自転車駐車場		
		施設管理課 ☎内線2716